

## 役員報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人新庄・最上地域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第27条第1項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日、20時間以上センターの業務に従事する者をいう
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける、財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 非常勤役員（理事長及び副理事長は除く）の報酬は、無報酬とする。

3 理事長及び副理事長、常勤役員の報酬は、月額とする。

4 役員には賞与及び退職手当は支給しない。但し、常務理事が事務局長を兼務する時は、職員給与規定に基づく「賞与」を支給する。

5 前項の規定にかかわらず、理事を兼務する常勤の正職員においては、職員給与規程及び職員退職金手当支給規程により支給する。以下第4条、第5条、第6条において同じ。

### (報酬等の額の決定)

第4条 理事長及び副理事長、常勤役員の報酬月額は、別表1「役員報酬月額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与等に関する規程を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。ただし、概算払いを行った場合は、その費用が確定しだい速やかに精算しなければならない。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支払うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、常勤役員及び理事を兼務する常勤の正職員については、費用の支払いはしないものとする。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項、第2項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別 表 1 役員報酬月額

- (1) 理事長 月額 60,000円
- (2) 副理事長 月額 20,000円
- (3) 常務理事 月額 170,000円

なお、広域センターの為、上記役員の報酬月額に地域によって加算額を支給する。

新庄市は、月額0円

舟形町、大蔵村、鮭川村は、月額2,000円

金山町、真室川町、戸沢村は、月額3,000円

最上町は、月額5,000円

別 表 2 役員費用の額

(1) 非常勤役員の職務に係る費用

下記に表のとおりとする。なお、その他の費用については実費とする。

日 当	宿泊料	交通費
2,500	10,900	職員等の旅費に関する規程を適用する。

(2) 監事の監査に係る費用

4,000円＋交通費とする。なお、交通費は職員等の旅費に関する規程を適用する。